一般社団法人 東京都弓道連盟　倫理規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人東京都弓道連盟（以下「本連盟」という。）の健全な運営を行うため倫理基準を定め会員の倫理維持・向上を図ることを目的とする。

第2条（適用対象）

本規程は、本連盟に所属する以下の者に適用する。（1）役員（理事・監事・評議員）（2）名誉職（名誉会長・顧問等）（3）委員会委員（専門委員会・審査委員会・コンプライアンス委員会等）（4）審査員・審判員・講師等の公認資格者（5）本連盟に登録する会員

第3条（基本理念）

会員は、次の事項を遵守する。

1. 法令、定款及び本規程その他の本連盟規程を遵守すること。
2. （公財）全日本弓道連盟の「倫理に関するガイドライン」を遵守すること。
3. 弓道の礼節を尊重し、弓道人として品位ある行動をとること。
4. 射場内外の安全を最優先し、危険行為を行わないこと。
5. 他の会員を尊重し、互いに協力して活動すること。

第4条（差別・ハラスメントの禁止）

1. 性別、年齢、国籍、人権、信条、障害の有無による一切の差別を禁止する。
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど個人の尊厳を傷つける行為を認めない。

第5条（審査・競技・講習の公正性）

審査・競技・講習に関わる者は、（公財）全日本弓道連盟の規程を遵守すること。

第6条（個人情報の保護）

会員は、個人情報を適切に取り扱い、目的外利用や漏洩を行ってはならない。

第７条（コンプライアンス委員会の設置）

本連盟は、問題を解決するために「コンプライアンス委員会」を設置する。

第8条（違反行為の通報）

会員は、違反行為を認めた場合、コンプライアンス委員会に通報することができる。

第9条（通報後の対処）

1. コンプライアンス委員会が調査する。

2. 調査の結果に基づき、理事会が対応・処分等を決定する。

第 10 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則　この規程は、令和 8 年 10 月2日より施行する。